

随意契約理由書

件名	玉津処理場 自家発電装置点検
契約の相手方	菱井商事 株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2項に該当
随意契約の理由	
<p>1. 本装置は、停電時に玉津処理場の汚水処理施設及び雨水排水設備の運転に必要な電力供給するためのもので、運転できない場合は汚水処理機能及び雨水排水機能が消失し、街地で家屋が水没する恐れがあり、市民の日常生活に重大な影響を与える重要な設備です。</p> <p>2. 本装置は、三菱電機株式会社で製造・据付され会社独自の技術で設計、製作されたものであり、汎用製品でないことから、他者が内部構造を理解して本点検を行うことは困難である。</p> <p>菱井商事 株式会社は、製造者である三菱電機株式会社の設備の保守・点検業務を行う神戸地域の唯一の代理店であり、同社以外に当該業務を遂行できる会社はない。</p> <p>以上の理由により、上記業者と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局西水環境センター西神施設課施設係 (電話番号 927-5078)